

特別養護老人ホーム楽々楽館サービス利用料金表 (1割)

(ユニット型介護福祉サービス費 (I))

令和元年10月1日～

		要介護1				要介護2				要介護3				要介護4				要介護5			
介護サービス費		6,380				7,050				7,780				8,460				9,130			
加算①	看護体制加算Ⅰ□	40																			
	看護体制加算Ⅱ□	80																			
	夜勤職員配置加算Ⅳ□	210																			
	栄養マネジメント加算	140																			
	日常生活継続支援加算	460																			
	※1 その他の加算	下記項目①～⑮に該当する方のみ加算となります																			
加算②	※2 介護職員処遇改善加算 (8.3%)	606				662				722				779				834			
加算③	※3 介護職員等特定処遇改善加算 (2.7%)	197				215				235				253				271			
サービス費合計		8,113				8,857				9,667				10,422				11,165			
介護保険からの給付 (9割)		7,302				7,971				8,700				9,380				10,049			
サービス費自己負担額 (1割) (A)		811				886				967				1,042				1,117			
利用者負担段階		1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階	1段階	2段階	3段階	4段階
居住費 (B)		820	820	1,310	2,006	820	820	1,310	2,006	820	820	1,310	2,006	820	820	1,310	2,006	820	820	1,310	2,006
食事負担額 (C)		300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392	300	390	650	1,392
利用者負担額合計 (D) = A+B+C		1,931	2,021	2,771	4,209	2,006	2,096	2,846	4,284	2,087	2,177	2,927	4,365	2,162	2,252	3,002	4,440	2,237	2,327	3,077	4,515
一ヶ月あたりの利用料金 (E) = D*30日		57,930	60,630	83,130	126,270	60,180	62,880	85,380	128,520	62,610	65,310	87,810	130,950	64,860	67,560	90,060	133,200	67,110	69,810	92,310	135,450

※1 その他の加算 (該当する方のみ加算となります)

①入院・外泊時費用 246単位/日 (負担段階1～3は月に6日間を限度)	⑥経口維持加算Ⅱ 100単位/月	⑪退所前訪問相談援助加算 460単位/回
②初期加算 30単位/日 (30日間)	⑦療養食加算 6単位/回	⑫退所後訪問相談援助加算 460単位/回
③経口移行加算 28単位/日 (180日間を限度)	⑧若年性認知症入所者受入加算 120単位/日	⑬退所時相談援助加算 400単位/回
④経口維持加算Ⅰ 400単位/月	⑨看取り介護体制加算	⑭退所前連携加算 500単位/回
⑤個別機能訓練体制加算 12単位/日	⑩在宅・入所相互利用加算 40単位/日	⑮褥瘡マネジメント加算 10単位/月

※2 介護職員処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の8.3%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の8.3%の金額となり、加算されます。
 ※3 介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の2.7%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の2.7%の金額となり、加算されます。

利用者負担段階とは 介護保険利用者の収入の状況に応じて、利用者負担段階は第1段階～第4段階までに区分されます。それぞれの利用者負担段階の対象者は次のようになります。

- | | |
|--|--|
| <p>第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯非課税者で高齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受給している人 | <p>第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人 |
| <p>第3段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人 ・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人 | <p>第4段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人 ・住民税を課税されている人 |